

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生法](#) 「安全衛生管理組織」の基準 2
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 2

#### 安全管理者（法第11条、令2～3条、則第4～6条）

安全管理者とは、総括安全衛生管理者の指揮を受けながら事業場の「安全」に関する技術的事項を管理する者です。

#### <職務>

法第10条の規定事項

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑤ ①から④のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

で、「安全」に関する技術的事項の管理。

そして、作業場を常時巡視し、危険防止措置を講ずること。

#### <選任資格要件>

労働災害防止に関する相当の実務経験及び一定の知識を有する者で次の要件を満たした者の中から選任しなければならない。

- ① 大学・高等（専門）理料系卒業後、3年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者。
- ② 高等学校又は中等教育学校の理料系卒業後、5年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者。
- ③ 労働安全衛生コンサルタント。
- ④ その他、厚生労働大臣が定める者。

#### <選任義務(令3条)>

一定の業種に属する事業場で、常時使用する労働者が50人以上の事業場。

尚、一定の業種・規模の事業場では、専任の安全管理者が必要。

#### 安全管理者の選任が必要な事業場

事業場の業種	選任が必要な事業場の規模 (常時使用する労働者の数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具、じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300人以上

#### <罰則>

安全管理者を選任すべきなのに選任しなかったり、安全管理者としての業務を完全にしなかった場合。→50万円以下の罰金。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**